

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

熊本市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

介護保険に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、委託先による特定個人情報の不正入手、不正な使用等の対策として、特に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約条件に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

熊本市長

公表日

令和1年6月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき、介護保険制度が創設された。 介護保険に関する事務は、この介護保険制度を円滑に運営するため、介護保険法(平成9年法律第123号)及びその関連法規に規定された市町村の事務であり、本市では具体的に以下に掲げる事務を行っている。
③システムの名称	介護保険システム、庁内連携システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険関係情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第9条(利用範囲)別表第1の68項(介護保険)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(番号法別表第2における情報提供の根拠) ・第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 26, 30, 33, 39, 42, 56の2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 94, 117の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局 福祉部介護保険課、保健衛生部国保年金課
②所属長の役職名	介護保険課長、国保年金課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	熊本市総務局行政管理部法制課情報公開窓口 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 096-328-2059
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	熊本市健康福祉局福祉部介護保険課 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 096-328-2347

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月26日	I 5①部署	健康福祉子ども局高齢介護福祉課、国保年金課	健康福祉局 福祉部高齢介護福祉課、保健衛生部国保年金課	事後	組織改編に伴う名称変更であり、重要な変更にあたらない
平成30年3月26日	I 5②所属長	高齢介護福祉課長 菊地 徹、国保年金課長 河本 英典	高齢介護福祉課長 高本 佳代子、国保年金課長 河本 英典	事後	組織改編に伴う名称変更であり、重要な変更にあたらない
平成30年3月26日	I 7請求先	熊本市総務局法制課市政情報プラザ 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 096-328-2059	熊本市総務局行政管理部法制課情報公開窓口 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 096-328-2059	事後	組織改編に伴う名称変更であり、重要な変更にあたらない
平成30年3月26日	I 8連絡先	熊本市健康福祉子ども局高齢介護福祉課 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 096-328-2347	熊本市健康福祉局福祉部高齢介護福祉課 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 096-328-2347	事後	組織改編に伴う名称変更であり、重要な変更にあたらない
平成30年3月26日	II 1いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成30年3月1日 時点	事後	時点期日の修正であり、重要な変更にあたらない
平成30年3月26日	II 2いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成30年3月1日 時点	事後	時点期日の修正であり、重要な変更にあたらない
平成30年7月31日	I 5②所属長	高齢介護福祉課長 高本 佳代子、国保年金課長 河本 英典	高齢介護福祉課長 高本 佳代子、国保年金課長 今村 利清	事後	組織改編に伴う名称変更であり、重要な変更にあたらない
平成30年7月31日	II 1いつ時点の計数か	平成30年3月1日 時点	平成30年7月1日 時点	事後	時点期日の修正であり、重要な変更にあたらない
平成30年7月31日	II 2いつ時点の計数か	平成30年3月1日 時点	平成30年7月1日 時点	事後	時点期日の修正であり、重要な変更にあたらない
令和1年6月26日	I 5①部署	健康福祉局 福祉部高齢介護福祉課、保健衛生部国保年金課	健康福祉局 福祉部介護保険課、保健衛生部国保年金課	事後	組織改編に伴う名称変更であり、重要な変更にあたらない
令和1年6月26日	I 5②所属長	高齢介護福祉課長 高本 佳代子、国保年金課長 河本 英典	介護保険課長、国保年金課長	事後	組織改編及び新様式への変更に伴う名称変更であり、重要な変更にあたらない
令和1年6月26日	I 8連絡先	熊本市健康福祉局福祉部高齢介護福祉課 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 096-328-2347	熊本市健康福祉局福祉部介護保険課 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 096-328-2347	事後	組織改編に伴う名称変更であり、重要な変更にあたらない
令和1年6月26日	IV リスク対策	なし	IV追加	事後	新様式への変更